

豊岡市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



2019年11月

豊岡市通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

平成25年5月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施および安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう連絡がありました。これを受けて、これまで以上に継続的でより効果的な通学路の安全確保に向けた取組を行うため「豊岡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関の連携を図りながら児童・生徒が安全・安心に通学できるように通学路の安全確保に取り組んでいきます。

2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「豊岡市通学路安全推進協議会」を設置します。

- ・兵庫県豊岡土木事務所
- ・兵庫県 豊岡北警察署
- ・豊岡市都市整備部建設課
- ・兵庫県 豊岡南警察署
- ・豊岡市市民生活部生活環境課
- ・豊岡市教育委員会

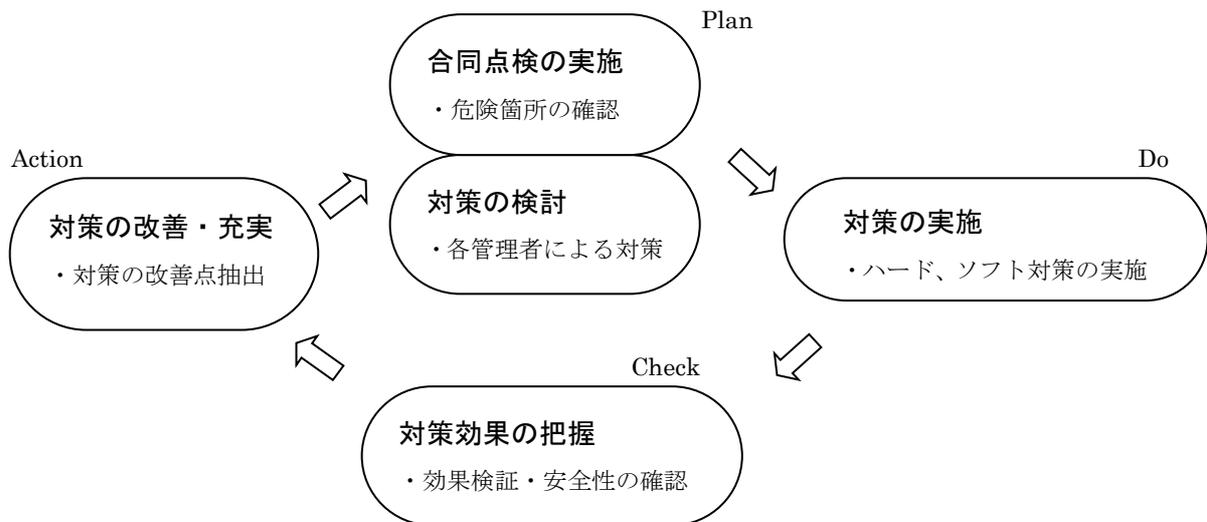
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

児童等が安全・安心に通学できることを目的に、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施および対策の検討 (Plan)

ア) 危険箇所の把握

各小中学校は、年1回、通学路の危険箇所を教育委員会へ報告します。

イ) 合同点検の実施等

合同点検については、各学校からの報告、道路管理者、警察等が把握している箇所について、推進協議会で情報交換を行い把握します。

把握した危険箇所は、必要に応じて合同点検を実施します。

ウ) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道の整備、防護柵設置や路面表示のようなハード対策や交通規制、交通安全教育や通学路の変更のようなソフト対策など、具体的な実施メニューを検討し立案します。

(3) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかを確認するため、学校へのアンケート、現地調査などを行い、対策実施箇所の効果の評価と検証を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果の検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。